墨田区監査委員公告第　５　号

令和８年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により公表する。

令和８年１１月２０日

墨田区監査委員　　岩　佐　一　郎

同　　小　暮　和　敏

同　　堀　内　芳　訓

同　　はねだ　福　代

令和８年度 財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

指摘事項について

監　査　結　果　の　内　容	措　　置　　内　　容
（１）指摘事項 ア　指定管理者に関するもの （ア）協定書の配置職員数について基準を満たしていない期間があった。特に副園長(主任保育士)については、6 月以降配置されていなかった。(社会福祉法人宝樹会(墨田区水神保育園)、子ども施設課) （イ）指定業務である「カーテンのクリーニング」が実施されていなかった。(ソシオーク・テルウェル・東武ビルマネジメント共同企業体(墨田区横川コミュニティ会館)、地域活動推進課) （ウ）指定業務である「定期清掃」の一部が実施されていなかった。(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団(立川児童館)、地域子育て課) （エ）指定業務である「館内消毒（害虫駆除)」の一部、「フラワーアレンジメント教室」の一部及び「親子コンサート」が実施されていなかった。(一般社団法人吾嬬の里（八広地域プラザ)、地域活動推進課) （オ）概算払による指定管理料の精算について、すくわくプログラム事業実施経費の支出額に対象外の費用を含めていたため、返還額に誤りがあった。また、給食費の支出額に職員分を含めていたため、支出額が指定管理料を超過しているものとして精算され、本来残額があったにもかかわらず指定管理料の返還が行われていなかった。(社会福祉法人宝樹会(墨	（１）指摘事項 ア　指定管理者に関するもの （ア）指定管理者に対し、墨田区指定管理者制度ガイドラインに準じて、職員未配置の人件費の返還を求めることとした。 今後、同様の事例が生じないよう、毎月の人員配置をより注意して確認する。 （イ）当該事案は前年度のクリーニングの実施が工事に伴う休館で例年よりも後ろ倒しになったため、比較的清潔であったことから指定管理者において実施されなかった旨確認した。 協定書別紙「仕様書」記載の業務において未実施分の経費は返還が必要な旨を再度指定管理者に徹底した上で、本事案に係る相当額を返還させることとした。 今後は、仕様書記載の業務とその実施状況の確認を徹底する。 （ウ）当該定期清掃に係る指定管理料について、指定管理者に返還させることとした。 今後は、指定業務とその実施状況の確認を徹底する。 （エ）館内消毒については、仕様書上３か月ごとに１回以上実施するべきところ、既定の回数を行っていなかったものであり、今後、仕様書記載の実施回数について、現場の状況を鑑みて適正かどうか指定管理者と協議する。 「フラワーアレンジメント教室」及び「親子コンサート」

田区水神保育園)、子ども施設課) (カ) 概算払による指定管理料の精算について、修繕費の支出額を誤って記載したため、返還額が本来の額よりも少なくなっていた。(社会福祉法人墨田区社会福祉事業団(墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター)、高齢者福祉課)	事業については、指定管理者に対して事業未実施により不要になった指定管理料相当額を返還させることとした。 また、事業計画書の記載が「年８回程度」等の曖昧な文言であり、実施回数に対する区と指定管理者の認識に齟齬が生じていたことから、今後の表現内容について指定管理者と協議した。 (オ) 指定管理者に対し、墨田区指定管理者制度ガイドラインに準じて、不用額の返還を求めるものとする。 今後、同様の事例が生じないよう、会計証拠書類と精算書の突合を厳密に行う。 (カ) 返還分の過少分については、指定管理者から返還させた。 今後、同様の事例が生じないよう、指定管理者へ事務の適正化に向けた指導を行うとともに、所管課においても提出書類の内容確認を徹底する。

令和８年度 財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨 田 区 長

監査委員意見について

監　査　結　果　の　内　容	措　　置　　内　　容
（３）監査委員意見 ア　指摘事項について （ア）指定管理者について 今回指摘事項とした事案は、全て区への指定管理料の返還を要することになるものである。 特に６（１）ア（ア）の職員配置の欠員については、保育の質の確保の影響が懸念されるため、「こどもまんなかすみだ」を目指す本区として看過できない。 また、指定業務の確実な実施については、協定書や覚書における業務の実施内容を十分に把握し、年間計画書等で実施の時期や仕様を具体的に定め、履行に漏れのないよう定期的な進捗管理を徹底されたい。 さらに、概算払の精算については、毎年のように誤りが散見される、区民のための公金を預かっているという自覚を持ち、複数の目で証拠書類に基づいて提出書類の内容を確認するなど、厳正なチェックを望むものである。 イ　指導・注意事項について （ア）指定管理者による指定業務の第三者への委託について 指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないものが５団体認められた。 「墨田区指定管理者制度ガイドライン」では、「原則として指定業務を第三者に委託することはできない。ただし、	（３）監査委員意見 ア　指摘事項について （ア）指定管理者について 保育所の職員配置にあっては、協定書・覚書に基づく適切な業務遂行を指導するとともに、所管課において、適切な指揮監督の強化に努める。 また、指定業務の進捗管理については、所管課として、仕様書の履行内容を厳密に確認するとともに、モニタリングや定例会などの場を通じて、随時確認するよう心掛ける。また、仕様内容についても、現状に即して業務内容が適切かどうか等、機会を捉えて指定管理者と協議し、必要な見直しを行う。 概算払の精算における金額等の誤りについては、指定管理者に正確な内容の記載と提出前の再確認を徹底するよう指示した。所管課において書類提出を受けた際には、内容の正確性を担保できるよう細心の注意を払い、誤り等がないかチェックを徹底する。 イ　指導・注意事項について （ア）専門性の高い個別の業務を第三者に委託して実施するものは、事前に区と協議し、適切な手続きを経たうえで実施するよう改めて指導した。所管課として、指定管理者とのコミュニケーションを密に取る中で、第三者委託の可能性について、常に意識を持ちながら遺漏のないよう適正な管

指定業務の全部又は主たる部分（企画立案、業務運営、基幹業務等）以外の施設の清掃業務、警備業務や設備の保守点検業務などの専門性の高い個別の業務については、事前に区が承認した上で第三者に委託することができる。」としている。 指定業務の第三者委託に係る区の事前承認は、業務の適正な履行の確保の観点から必要不可欠である。指定管理者は、第三者委託のリスクを再認識のうえ、遺漏がないよう徹底されたい。	理監督に努める。
ウ　指定管理施設の適切な運営について 各指定管理者は、利用者の声を聴き、事業の工夫や施設環境の整備など、専門的なノウハウを活かすことにより利用者サービスの向上に寄与していると認められる。 しかしその一方で、６（１）ア（ア）の職員配置基準を満たしていなかった事案は、保育の質の確保への影響が懸念されるものである。保育士等の人材確保が困難な状況は今後も続くことが予想されるため、指定管理者は、新規の採用や年度途中の欠員補充について効果的な対策を講じていく必要がある。また、区は、この事案を契機に、すべての保育所、児童館等の子育て支援施設の指定管理者に対し、改めて職員配置の状況を確認されたい。 そのほかにも、今回の指摘事項、指導・注意事項の中には、利用者の安全や利益を損なうリスクにかかわるものが少なくない。 こうしたリスクの蓄積が大きな事故・事件につながることは、全国の地方自治体で散見される事例からも明らかである。 一つの事故・事件の発生で、これまで長年にわたって培っ	ウ　指定管理施設の適切な運営について 保育所及び児童館等の子育て支援施設の職員配置基準は、子どもの生命や身体の安全を守り、発達段階に応じた適切な保育や育成環境を保証するために定められているものであるということを念頭におく必要がある。 今回の指摘（意見）を踏まえ、全ての保育所及び児童館等の子育て支援施設の指定管理者に対して、区としてモニタリング調査などの機会を通じて改めて職員の配置状況を確認するとともに、現場における保育士等の人材確保の実態把握や効果的な支援策等について検討していく。 また、重大な事故や事件につながらないよう、「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」を活用し、指定管理者に対して協定・覚書に基づく適切な管理運営を行うよう指導するとともに、今後も指定管理者及び所管課双方において十分に連携し、自己点検やモニタリング調査を通じて、適切な業務の履行確認と指定管理者への指導の徹底を図っていく。 財政援助団体等における監査においても、毎年、同様の指

てきた区民の信頼は簡単に失われることを肝に銘じ、今後の業務に取り組まれたい。 　これらの多くは、所管課によるモニタリングや提出書類のチェックにより発見できるはずのものである。改めて、区は施設管理の最終責任者であるという意識をもって、「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」等を活用し、指導監督を徹底されたい。 　今後とも区民が安全、快適に施設を利用できるよう、指定管理者には適切な運営を望むものである。	摘を受けており、同じ指摘を繰り返さないよう、職員一人ひとりが「自分ごと」として指摘を受け止め、日々の業務に活かせるよう、現在、過去の事例や原因、改善策など共有するため、研修の充実や啓発チラシの作成・発信など、さまざまな機会を通じて意識醸成を図っている。 　今後も、組織全体への理解浸透と行動変容につながる啓発活動等に積極的に取り組んでいく。